

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会
ほっとサービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が介護保険対象外のサービス事業として行うほっとサービス事業（以下「ほっとサービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、介護保険対象外サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護保険対象外サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

2 ほっとサービスの実施に当たっては、利用者の日常生活の援助に必要なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 山口県柳井市南町三丁目9番2号

(職員の職種及び職務内容)

第4条 ほっとサービスに係る職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	職 務 内 容
サービス提供責任者	ほっとサービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する指導を行う。(訪問介護員を兼務)
訪 問 介 護 員	ほっとサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ほっとサービスに係る事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間は、8時30分から17時15分までとする。
- (3) ほっとサービスの利用申込みに係る調整により、休業日又は時間外であっても、サービスの提供を行う場合がある。

(ほっとサービスの内容及び利用料)

第6条 ほっとサービスの内容及び利用料は次のとおりとする。

身体・生活援助サービス……1時間当たり3,000円（30分 1,500円）

- 2 営業日外及び営業時間外の利用料は別紙内容説明書による。
- 3 次条の通常の事業実施地域を越えて行うほっとサービスに要した交通費は、その実費を必要に応じて徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柳井市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、ほっとサービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたことを察知した場合には、速やかに主治医や関係機関等に連絡を行うなど、必要な措置を講じるとともに、サービス提供責任者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持しなければならない。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議において、その他関係機関より知り得た利用者の個人情報をを用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供したほっとサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第11条 事業所は、利用者に対するほっとサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るための研修の機会を可能な限り受けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。